

愛知教育大学ネーミングライツ事業募集要項

国立大学法人愛知教育大学（以下「本学」という。）は、「国立大学法人愛知教育大学ネーミングライツ事業要項」に基づき、本学の所有する資産等の有効活用を通じて、事業者等との連携の機会を拡大するとともに、新たな財源の確保により安定した財政基盤を確立し、本学の教育研究環境を向上させることを目的として、ネーミングライツ事業を実施する事業者等を以下のとおり募集します。

1. ネーミングライツ事業とは

契約により、本学が事業者等（法人、法人以外の団体（以下「法人等」という。）若しくは法人等により構成された団体又は個人をいう。）に、本学の施設等の別称等を決定する権利である命名権を付与し、命名権を付与された事業者等からその対価として命名権料を得る事業をいいます。

2. 対象施設等

対象施設等 ※施設・部屋概要等については別紙の公募対象施設をご参照ください。

3. 命名権の付与期間及び命名権料

- ① 命名権の付与期間 原則3年間以上（最大2年延長可能）
- ② 命名権料（年間契約額 消費税及び地方消費税は別途。）の目安金額は別紙の公募対象施設一覧をご参照ください。なお、目安額は大学としての希望額であり、これを下回る応募も可能です。ただし、応募金額は審査項目となっているため、審査の際に評価されます。

4. 応募資格

以下の各号に該当しない事業者等が応募できるものとします。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号以下「風俗営業法」という。）第2条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- ② 行政機関から行政指導受け、改善がなされていないもの
- ③ 社会問題を起こしているもの
- ④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。）、その構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号に おいて同じ。）又は暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるもの
- ⑤ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営むもの（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定するものを除く。）
- ⑥ 賭け事に関する業種に属する事業を行うもの
- ⑦ 政治団体
- ⑧ 宗教団体
- ⑨ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定

に基づく更生又は再生手続きを行っているもの

⑩ 国税、地方税等を滞納しているもの

⑪ その他ネーミングライツ事業に応募する事業者等として適当でないと本学が認めるもの

5. 命名権の付与条件

(1) 別称等

① 命名する別称等（法人等名、商標名、ロゴ・シンボルマーク又は愛称）は、対象となる施設等の運営に支障を及ぼさないものとします。

② 大学の施設にふさわしい別称等として、以下に該当するものは使用できません。

- ・法令等に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ・公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ・公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- ・基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- ・政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の名刺広告に関するもの
- ・著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- ・社会問題についての主義主張であるもの
- ・青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれがあるもの
- ・風俗営業法第 2 条に規定する風俗営業に関するもの
- ・貸金業法第 2 条に規定する貸金業に関するもの
- ・たばこの広告や喫煙を促すもの
- ・美観風致を害するおそれがあるもの
- ・詐欺的な取引その他正当な取引とは認められない取引に関するもの
- ・集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるもの
- ・本学の信用又は品位を害するおそれがあるもの
- ・その他別称等として適当でないと本学が認めるもの

③ 対象となる施設等の正式名称は変更せず別称等を命名することとし、原則、契約期間中は、別称等の変更をすることはできません。また、必要に応じて、正式名称を併用させていただくことがあります。

④ 命名する別称等に関し必要な事項については、別紙のとおりとします。

(2) 命名権者の特典

命名権者には、次の特典があります。なお、特典等の権利を第三者に譲渡、転貸することはできません。

① 命名権者は、ネーミングライツ事業に係る施設等の別称等のサイン、案内看板等を設置できます。なお、別称等のサイン、案内看板等の内容（デザインや大きさ等）等、設置場所及び設置方法については、本学と協議が必要です。

② 本学の公式ホームページ等において、別称等への変更のお知らせ等を掲載し、別称等を積極的に使用します。ただし、パンフレット等の印刷物については、別称等使用開始後に作成するものを対象とします。（広報媒体によっては、費用負担が発生する場合があります。この場合は協議により

決定します。)

- ③ 命名権者は、命名権者であることをPRすることができます。
- ④ 命名権の付与期間（契約期間）終了の3ヶ月前までに契約更新を申し入れた場合は、当該施設等の契約更新に際して優先して協議を行います。
- ⑤ その他、希望される付帯条件等があれば応募時に提案することができます。
- ⑥ 対象施設等による命名権の特典については、本学と事前協議することとします。

6. 別称等の表示、使用等に伴う費用負担

- ① 別称等のサイン、案内看板等の設置、変更及び命名権の付与期間終了後の原状回復に必要な費用は、命名権者の負担とします。（命名権料とは別に負担願います。）
- ② 別称等の使用開始日において、別称等のサイン、案内看板等の設置等が完了していない場合においても、契約期間及び命名権料に変更はありません。
- ③ 別称等のサイン、案内看板等が破損等した場合、又はこれにより第三者に損害が生じた場合の責任は、すべて命名権者の負担とします。

7. 現場説明

現場説明等を希望される場合は、事前に下記の問い合わせ先までご連絡ください。

8. 応募書類の提出、場所及び方法

（1）提出書類

- ① ネーミングライツ事業申込書（別記様式第1号）
- ② 事業者等の概要を記載した書類（会社概要など）
- ③ 定款、寄附行為その他これらに類する書類法人の登記事項証明書（発行3ヶ月以内のもの）
- ④ 直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
- ⑤ 国税、地方税等を滞納していないことを証する書類（納税証明書など）
- ⑥ 別称及びサイン等のデザインがわかる企画提案書（別記様式1-2号）
- ⑦ 複数箇所の応募に関する要望書（別記様式第1-3号）※複数箇所に応募する場合のみ

（2）募集期間

令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日

なお、応募は毎月末ごとに締め切り、応募のあったものを審査します。

（3）提出先

下記16 問い合わせ先と同じ

（4）提出方法

申込書及び資料の提出は、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により行うものとする。

9. 選定方法

次の選定項目をもとに、本学が設置するネーミングライツ選定委員会において、応募の趣旨、応募資格、応募条件（命名権料等）、別称等その他の提案内容、経営状況等を総合的に審査し選定します。また、応募者が1者のみの場合も、命名権者としてふさわしいかどうかを審査します。

なお、いずれの応募についても不適切とする場合があります。資格要件及び選定基準は、次のとおりとします。

（1）選定基準

① 応募の趣旨及び別称等

ア. 命名権者としてふさわしいか

イ. 別称等が大学構成員、地域住民に受け入れられるか、施設のイメージを損なうおそれがないか

② 命名権料

ア. 財政的な観点から高額なほど高評価とする

10. 選定結果の通知、公表

選定結果は、応募者に通知します。また、正式に契約を締結した後、その法人名、施設等の「別称等」について本学のホームページ等で公表します。ただし、命名権料については、命名権者が非公開を希望した場合、非公開とすることもあります。

11. 契約の締結

本学は、命名権者の決定を通知した事業者等と命名権の契約を締結します。

12. 命名権料の納入

原則、本学が発行する請求書で指定された期日までに、年度ごとに一括で納入することになります。ただし、初年度分については、協議のうえ決定します。

13. リスクの責任分担

新たに設置した案内看板等により第三者に損害が生じた場合の負担や対象施設等に付けた別称等が第三者の商標権等を侵害した場合の責任及び負担は、命名権者が負うこととします。

14. 契約の解除

本学は、以下に該当するとき、命名権の付与を取り消し、契約を解除できることとします。この場合、契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、命名権者の負担とし、既納の命名権料は返還しません。

① 指定する期日までに命名権料を納入しなかったとき。

② 命名権者が法令、本学の規程等に違反し、又はそのおそれがあるとき。

③ 命名権者から契約解除の申し出があったとき。

- ④ 命名権者の社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
- ⑤ 本学が命名権の付与を取り消す必要があると認めるとき。

15. その他留意事項

- ① 申込みに要する経費等は、すべて申込者の負担とします。
- ② 提出された書類は、返還しません。
- ③ 提出された書類は、必要に応じ複写します。
- ④ 提出された書類は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）等の法令の規定又は捜査機関の開示要請に基づき開示する場合があります。

16. 問い合わせ先

愛知教育大学 財務・学術部 施設課 資産管理係

〒448-8542 愛知県刈谷市井ヶ谷町広沢1

TEL：0566-26-2137

FAX：0566-26-2150

E-mail：sisetsukikaku@m.auecc.aichi-edu.ac.jp

令和 年 月 日

国立大学法人愛知教育大学長 殿

申込者

事業者等名代表者住 所

ネーミングライツ事業申込書

愛知教育大学におけるネーミングライツ事業に、関係書類を添えて以下のとおり応募します。なお、本申込書については、事実と相違ないことを誓約します。

施 設 等 名		
応 募 の 趣 旨		
別 称 等 の 案	別紙のとおり	
別称等の理由		
命名権の付与を希望する 事業者の称号又は名称 ※申込者と同様の場合は不要		
希望命名権料	円（年額／税別）	
期 間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで（ 年間）	
連 絡 先	担当者氏名	
	電 話	
	F A X	
	E - m a i l	

※別称及びデザインの資料添付（別記様式1－2号）

（関係書類）

- （1）事業者等の概要を記載した書類（会社概要など）
- （2）定款、寄附行為その他これらに類する書類
- （3）法人の登記事項証明書
- （4）直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告
- （5）国税、地方税等を滞納していないことを証する書類（納税証明書など）

別記様式第 1－2 号 ※A 3 又は A 4 用紙（縦横不問）1 枚で作成すること。

別称命名の企画提案書

別 称	
日 本 語 表 記	
アルファベット表記	

【別称デザインイメージ及び設置方法の概要、追加特典設置の有無及び概要等を記載してください。】

年 月 日

国立大学法人愛知教育大学 殿

事業者等名

代表者

ネーミングライツ事業応募に関する要望書

ネーミングライツ事業の応募につきまして以下のことを要望します。

◆複数箇所応募に伴う要望

- ☐ 希望順位はない
- ☐ 希望順位がある（施設番号を記載↓）

1 位	2 位	3 位	4 位

◆複数箇所選定の場合の意向

例1) 1, 2, 3, 4, に応募するが, 契約可能数は2箇所のみです。